スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

令和７年度補正予算額　15,658百万円の内数

＜対策のポイント＞

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等**の取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上［令和12年度まで］

＜事業の内容＞

１．スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

【補助上限額：500万円】

２．農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けた**ニーズ調査**、**サービス提供の試行・改良**、サービスの提供に必要な**スマート農業機械等の導入**、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な**施設整備**等を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
(ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)３億円】

３．農業支援サービスの土台づくり支援

①サービスの**標準的な作業工程**や**作業精度**等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。【補助上限額：7,000万円】

②サービス事業への新規参入を促すための**スタートアップセミナーの開催**等を支援します。【補助上限額：5,000万円】

＜事業の流れ＞

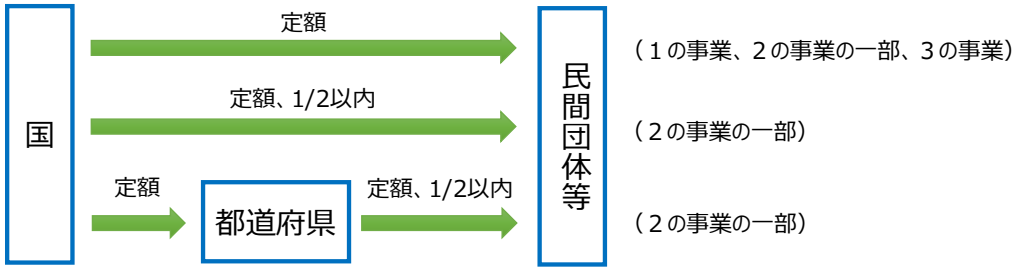

＜事業イメージ＞

１．スマート農業技術と産地の橋渡し支援

２．農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援（ソフト・セミハード）

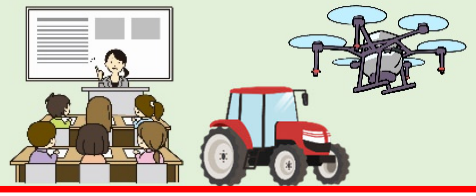

＋

・サービス事業者と産地や食品事業者等が連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備の支援（ハード）

（例）
一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備

３．農業支援サービスの土台づくり支援

「標準サービス」の策定、サービス利用拡大に資する資材の開発・普及等

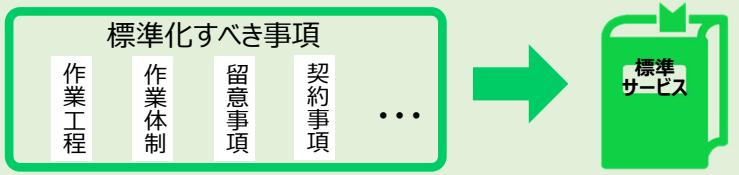

［お問い合わせ先］農産局技術普及課（03-6744-2107）

農業支援サービス事業とは

本事業において、農業支援サービス事業は、農業者に対し対価を得て提供するサービスであって、次のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいいます。
なお、当該サービスを提供する事業者のことを農業支援サービス事業者といいます。
いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除きます。

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約（農業者との直接契約を原則とする。）の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	一つ又は一式の農業機械・器具につき複数の農業者に提供するものを原則とする。
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

（別記１）スマート農業技術と産地の橋渡し支援

1　事業内容

スマート農業機械について、所期の対象品目以外への適用や、特定産地の栽培方式への適応を図るための改良に対し支援する。

また、必要に応じて関係者による検討会や、改良したスマート農業機械の有効性の検証に対し支援する。

2　事業実施主体

（１）農業者（農業者の組織する団体も含む。）
（２）農業支援サービス事業者
（３）民間団体
（４）協議会（（１）～（３）の者のいずれかが必須構成員）

3　事業体制のイメージ

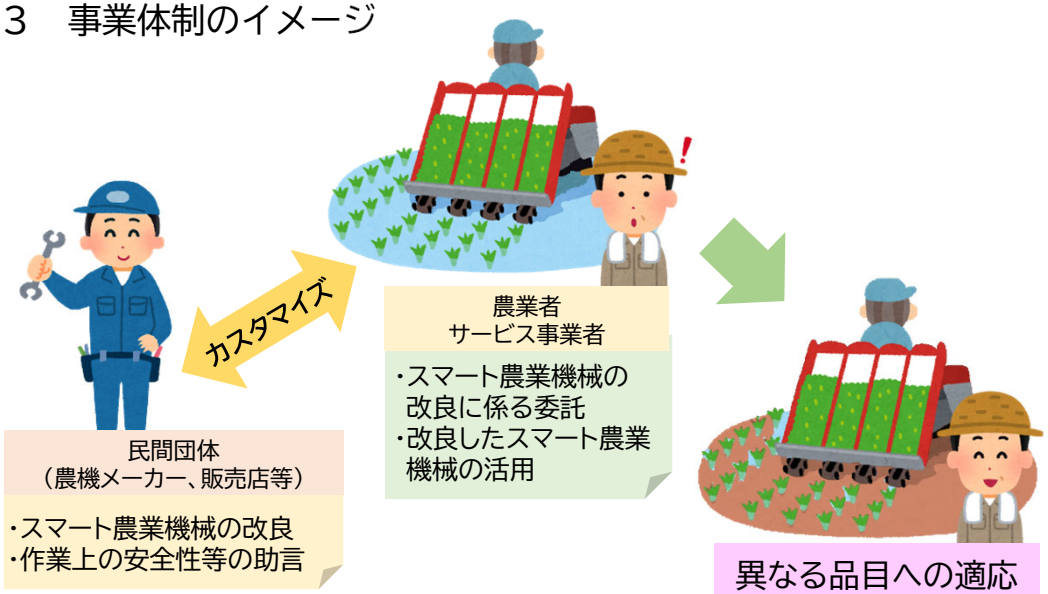

4　実施要件

（１）対象となるスマート農業機械
①改良の目的が**生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なもの**であって、②**市販されているもの**であること
（２）事業実施主体又は協力者として、①改良するスマート農業機械を**利用する農業者又はサービス事業者**、②スマート農業機械の**改良や利用（作業上の安全性を含む。）における助言を行うことができる民間企業又は整備士等が位置付けられている**こと

5　補助率及び主な対象経費等

①　定額（上限５００万円）
②　専門家謝金、カスタマイズ費（資材費、委託費）、スマート農業機械の実証費（圃場借り上げ費）、分析経費（委託費）等

6　成果目標

本事業に供したスマート農業機械が、農業者又は農業支援サービス事業者によって活用されること

7　事業執行の流れ

地方農政局等 → 定額 → 民間団体等

8　その他

事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定を受けている場合（認定計画に事業実施主体（サービス事業者）が促進事業者として位置付けられている場合を含む。）、ポイント加算

（別記１）スマート農業技術と産地の橋渡し支援

９　よくある質問

Ｑ１：どのような者が事業実施主体になるのか。

Ａ１：次に掲げるいずれかの者が事業実施主体になります。

（１）農業者（農業者の組織する団体も含む。）

（２）農業支援サービス事業者

（３）民間団体

（４）協議会（（１）から（３）までのいずれかの者が必須構成員）

※本事業で改良するスマート農業機械を活用する農業者又はサービス事業者、スマート農業機械の改良や利用における助言を行うことができる民間企業又は整備士等の技能や農業機械に関する知見を有する者が事業実施主体又は協力者として実施体制に位置付けられている必要があります。

Ｑ２：どのようなスマート農業機械の改良が対象になるのか。

Ａ２：**市販のスマート農業機械**の現場導入に当たって、**改良の目的が生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なもの**が対象です（例：収穫機の導入に当たって、当該収穫機の収穫幅に合わせた株間での生産が難しい場合の、収穫機の収穫幅の改良）。

Ｑ３：スマート農業機械のみが対象になるのか。

Ａ３：**スマート農業技術が組み込まれた農業機械等を対象とします**。このため、汎用性の高い測定機器やカメラ単体といったスマート農業機械に該当しないものは対象になりません。

（別記２－１）農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援

1　事業内容

（１）サービス事業者の育成・活動の促進等の加速化を図るため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の企画・検討のための試行・改良、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入、食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援する。

2　事業メニュー、補助率等

（１）推進事業（ソフト＋セミハード）

①　立上げ・事業拡大の取組（ソフト）　：定額（上限最大3,000万円※1 ）

②　スマート農業機械等の導入(セミハード)：1/2以内(上限最大5,000万円※1)

（導入又はリース導入、中古農機も可（耐用年数残存２年以上））

（２）整備事業（ハード）※2 ：1/2以内（上限30,000万円 ）

（ア）実需者との連携による取組、又は（イ）複数産地間との連携による取組に必要な次の施設の整備

①育苗施設、②乾燥調製施設、③穀類乾燥調製貯蔵施設、④農産物処理加工施設、⑤集出荷貯蔵施設、⑥産地管理施設、⑦生産技術高度化施設、⑧種子種苗関連施設、⑨格納庫※3

（※1　サービス事業の提供範囲等により上限額が異なります（p12～13参照））

（※2　推進事業①に取組むことが必須となります）

（※3　推進事業②にて導入したスマート農業機械等に必要なものに限ります）

実需者との連携による取組イメージ

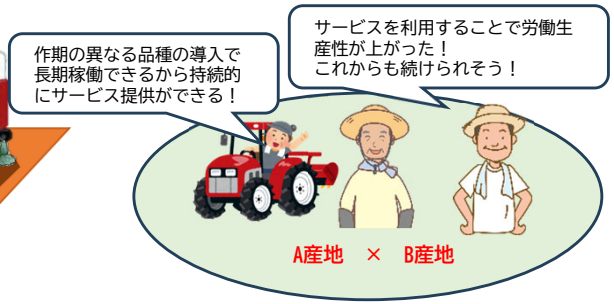

複数産地間との連携による取組イメージ

3　事業実施主体※1

（１）サービス事業者※2

（２）実需者※2

（３）農業者（農業者の組織する団体を含む。）　※3

（４）地方公共団体

（５）民間団体

（※1　事業実施主体は（１）、又は、（１）が（２）から（５）までのいずれかと連携してサービス事業の長期化等に取り組む場合は共同申請も可能です）

（※2　2の（２）の（ア）に取り組む場合（１）と（２）は必ず一体で取り組むものとします（（１）と（２）の役割を兼ねる場合１者のみでも可能です））

（※3　本事業のサービス事業者が提供するサービスを利用する者であるものとします）

4　主な実施要件

（１）事業実施主体は、本事業の取組に基づくサービス事業の提供面積を拡大すること

（２）整備事業に取り組む場合は、推進事業に必ず取り組むこととし、費用対効果指針により費用対効果分析を行うこと　　等

5　成果目標及び目標年度

（１）成果目標：事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標

（２）目標年度：事業実施年度の翌々年度

6　主な審査基準（加点要素）

・計画内容の実効性

・サービス提供面積の拡大量

・サービス事業体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定を受けた「生産方式革新実施計画」に促進事業者として位置付けられている場合等にポイント加算

7　事業執行の流れ

地方農政局等　→（定額、1/2以内）→　事業実施主体（都道府県を含む）

サービス事業者のサービス提供範囲別の申請先の考え方

【最初に】

推進事業では、**都道府県が農業現場の実情を踏まえ、産地が必要とするサービス事業者を支援できるよう、サービス事業者のサービス提供範囲が都道府県域に留まる場合は事業の申請先を都道府県としています**。

一方、サービス事業者は多様であり、その活動範囲は都道府県域に留まらず複数県にまたがるものも想定されることから、**複数都道府県域へのサービスを提供するサービス事業者の場合は基本的に国において支援**することとしますが、そのような事業者であっても、自県が抱える産地にとって必要なサービス事業者と判断される場合には、県で支援いただくことを妨げるものではありません。ここでは、推進事業における事業実施主体の申請先についての基本的な考え方をお示しします。

なお、**整備事業の実施がある場合は、サービスの提供範囲に関わらず、推進事業・整備事業一体で国において支援**します。

【申請先選択の基準】（推進事業のみを実施する場合）

事業の申請先は、**サービス事業者が提供するサービスの裨益度により選択**します。

具体的には、**サービス事業者の所在地にかかわらず、サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が所在するの都道府県への申請を基本**とします。

1　サービス事業者が提供するサービス提供先（利用者又は提供面積）が都道府県域内の場合

➡申請先は都道府県知事とします

例１　事務所の所在地、サービス提供地域がともにＡ県の場合・・・Ａ県へ

例２　事務所の所在地はＡ県、サービス利用者又は提供地域の全てがＢ県の場合・・・Ｂ県へ

2　サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が複数都道府県にわたる場合

➡　原則、申請先は国とします

例３　事務所の所在地はＡ県、サービス提供地域はＡ県とＢ県、サービス利用者又は提供面積がそれぞれ一定の裨益がある場合・・・国（農政局等）へ

※サービス提供地域が複数の農政局の所轄する都府県にわたる場合は事務所の所在地又はサービス提供の割合が多い農政局へ

【その他】

採択の判断を行うための資料として、事業実施計画書には、サービス事業者が提供する**サービスの利用者**や**提供範囲がわかる資料**の添付を必須としています。

サービス事業者のサービス提供範囲による申請先のイメージ（推進事業のみを実施する場合）

1　サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が全て特定の県域に留まる場合
➡ **都道府県知事**に申請

事例1

事務所の所在地とサービス提供地域が同一（A県の場合）
➡A県へ申請

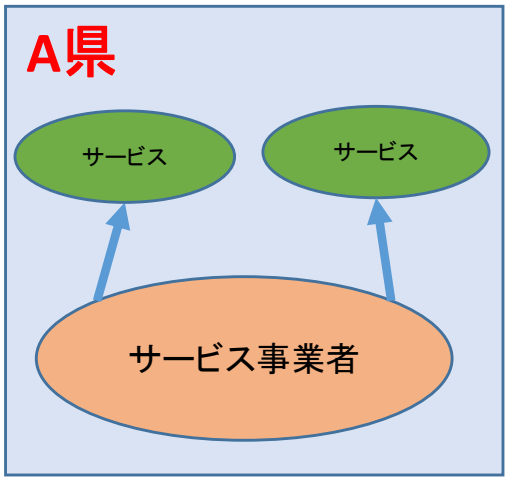

事例2

事務所の所在地はA県、サービス利用者又は提供面積の全てがB県の場合
➡B県へ申請

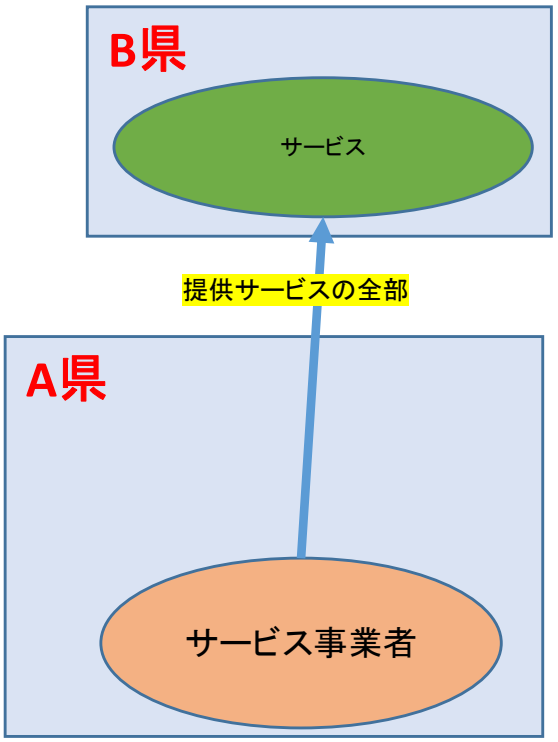

2　1以外の場合
（サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が複数県にわたる場合）
➡ **地方農政局長等**に申請

事例3

複数県にサービスを提供している場合
➡国へ申請

※A県とB県が別の農政局所轄の場合は、事務所の所在地若しくはサービス利用者又は提供面積の割合が多い農政局へ

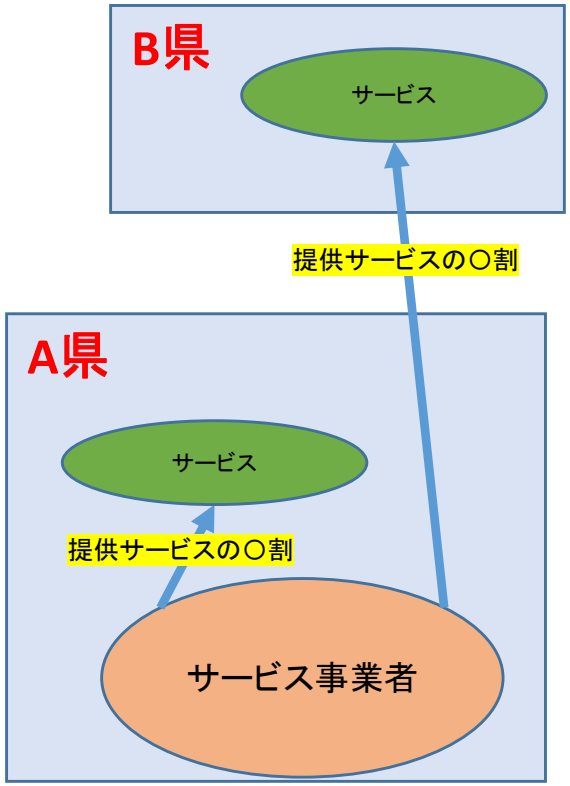

（別記２－１）農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち①－１　推進事業のうち立上げ・事業拡大の取組

区分け	都道府県域内で推進事業のみを実施する場合	・複数の都道府県で推進事業のみを実施する場合 ・整備事業の実施がある場合
申請先	都道府県知事	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長
事業実施主体	農業支援サービス事業者　等（ほか、共同申請も可能（サービス事業の提供期間等の拡大のために連携して取り組む場合に限る。））	
申請先別の詳細	おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者（北海道内で取り組むサービス事業者にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業者）	原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業者（北海道内で取り組むサービス事業者にあっては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者）
支援内容	サービス事業者がサービス事業を新規に立上げようとする際、又は既存のサービス事業を拡大しようとする際に必要な以下の取組を支援 ・サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査に要する経費 ・サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集・分析等の実施に要する経費 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 ・サービスの普及に資するデモ実演、情報発信等の実施に要する経費 ・サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施に要する経費 ・本事業の実施に係る関係者による検討会の実施に要する経費	
成果目標	事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標	
補助率、補助上限（1事業実施主体当たり）	補助率：定額 補助上限： （ア）（イ）以外の場合：1,500 万円 （イ）事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者に位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合：3,000万 ※別途、都道府県推進事務費（定額（都道府県内の事業実施主体の国庫補助金合計額の10%以内））	補助率：定額 補助上限：1事業実施主体当たり3,000 万円
補助対象経費	サービス事業を企画・運営する専門人材の育成のための研修受講費／サービス事業の検討等に必要な機械の改修等に係る人件費や原材料費／説明会やデモ実演会に係る会場借料や設営費／サービス事業の普及のための情報発信費／本事業の取組に直接必要な旅費　等	
加算ポイント	・事業実施主体のサービス事業者がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合 ・サービス提供地域において策定された将来像が明確化された地域計画に事業実施主体がサービス事業者として位置付けられている場合 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合　等	

（別記２－１）農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち①－２ 推進事業のうちスマート農業機械等の導入

区分け	都道府県域内で推進事業のみを実施する場合	・複数の都道府県で推進事業のみを実施する場合 ・整備事業の実施がある場合
申請先	都道府県知事	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長
事業実施主体	農業支援サービス事業者	
申請先別の詳細	おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者（北海道内で取り組むサービス事業者にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業者）	原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業者（北海道内で取り組むサービス事業者にあっては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者）
支援内容	農業支援サービス事業者に対し、サービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の導入に係る経費を支援	
成果目標	①－1と同 （事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標）	
補助率、補助上限（1事業実施主体当たり）	補助率：1/2以内 補助上限： （ア）（イ）及び（ウ）以外の場合：1,500 万円 （イ）スマート農業機械を導入する場合：3,000万円 （ウ）事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者に位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合：5,000万円 ※別途、都道府県推進事務費（定額（都道府県内の事業実施主体の国庫補助金合計額の10%以内）））	補助率：1/2以内 補助上限：5,000 万円
補助対象経費	・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費（中古農機は耐用年数残存2年以上） ・上記で導入したスマート農業機械等の運搬のために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	
加算ポイント	・事業実施主体が導入する農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合 自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く）/電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの）/食味・収量センサ付コンバイン/収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット）/可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等）/センシングドローン/申請時点においてスマート農業技術活用促進法に基づき認定されている生産方式革新実施計画におけるスマート農業機械に合致するもの ・事業実施主体のサービス事業者がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合 ・サービス提供地域において策定された将来像が明確化された地域計画に事業実施主体であるサービス事業者が位置付けられている場合 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合　等	

（別記２－１）農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち ②整備事業（流通販売体系転換支援）

※①－1の推進事業の実施が必須

対象の取組区分	ア　実需者との連携による取組	イ　複数産地間との連携による取組
申請先	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長	
事業実施主体	推進事業（①－１）の事業実施主体 （推進事業（①－１）において、農業支援サービス事業者及び食品事業者等の実需者の一体的な実施（共同申請）が必須） ※サービス事業者又は実需者が双方の役割を兼ねることができる場合１者のみでも可	推進事業（①－１）の事業実施主体
支援内容	サービス事業者と食品事業者等の実需者とが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要となる施設の整備	サービス事業者と複数の産地間とが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要となる施設の整備
成果目標	①－１と同　（事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標）	
主な要件	費用対効果分析指針により費用対効果分析を実施し、整備する施設等によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 推進事業に必ず取り組むこととし、推進事業においてサービス事業者と食品事業者等の実需者とが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を行うこと。	費用対効果分析指針により費用対効果分析を実施し、整備する施設等によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 推進事業に必ず取り組むこととし、推進事業においてサービス事業者と複数の産地間とが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を行うこと。
補助率、補助上限	補助率：1/2以内 補助上限：3億円	
補助対象施設	育苗施設/乾燥調製施設/穀類乾燥調製貯蔵施設/農産物処理加工施設/集出荷貯蔵施設/産地管理施設/生産技術高度化施設/種子育苗生産関連施設	育苗施設/乾燥調製施設/穀類乾燥調製貯蔵施設/農産物処理加工施設/集出荷貯蔵施設/産地管理施設/生産技術高度化施設/種子育苗生産関連施設/格納庫（推進事業（①－2）で導入したスマート農業機械等を収容する又はそのメンテナンスを行うために必要なものに限る。）
主な補助対象基準	・サービス事業者と食品事業者等の実需者又は複数の産地間との連携体制のもと、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組、又は、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に直接必要となるものに限る。 ・施設の能力・規模は、本事業で設定する成果目標（サービス事業を活用する農地面積の拡大）から、必要な能力・規模を適切に算出すること。	

（別記２－１）農業支援サービスの立上げ･事業拡大･流通販売体系転換支援

【よくある質問】

Ｑ１：事業実施主体の「サービス事業者」はどのような者が対象になるのか。
Ａ１：本事業の**「サービス事業者」は既に農業支援サービス事業を実施している者だけでなく、本事業を活用してこれから実施しようとしている者も含み**、個人事業者（事業を行う個人）、法人、ＪＡ、地方公共団体等多様な者が事業実施主体となることが可能です。

Ｑ２：どこに申請すればよいのか。
Ａ２：**推進事業のみを都道府県域**（北海道にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域）で行う場合は**都道府県**、**推進事業のみを複数の都道府県**（北海道にあっては、原則北海道内の複数の総合振興局・振興局）で行う場合、**又は、推進事業と併せて整備事業**を行う場合は**地方農政局等**が申請先となります。

Ｑ３：ドローンのライセンスなどの取得も対象となるのか。
Ａ３：サービス事業を企画・運営する専門人材の育成として、**ドローンメーカーやドローンスクール等が実施する技能講習などの受講については「研修受講費」**として対象になります。なお、個人に発行される免許や資格に係る試験の受験費用等は補助対象となっていません。

Ｑ４：推進事業で補助対象となる人件費はなにか。
Ａ４：本事業で補助対象とする人件費は、本事業で取り組む機械等の改修、データ収集・分析、デモ実演、技術実証及びサービス事業の専門人材の育成のための研修等の実施に係るものに限るとしています。**サービス事業の提供に対して対価を得る行為（サービス事業の実施そのもの）に係る人件費は補助対象外**ですのでご注意ください。

Ｑ５：サービス事業を行うために導入した農業機械を、自分の農地で使用してもよいか。
Ａ５：スマート農業機械等の導入は、農業支援サービス事業を行うために直接必要となる場合に限定しており、**自分の農地に対する農作業は農業支援サービス事業に該当しない**ため、使用することは認められません。

Ｑ６：整備事業だけを実施したいのだが申請は可能か。
Ａ６：**整備事業だけの申請はできません**。**必ず推進事業に取り組み、推進事業と整備事業を一体で申請**してください。
なお、整備事業を実施する場合の申請先は地方農政局等になります。